

越前町随意契約見積心得

(目 的)

第1条 越前町が発注する物件の買入れ、修繕、工事、製造、財産の売り払い及びその他の契約に係る随意契約を行う場合における見積その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、越前町財務規則その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(見積者の資格)

第2条 見積をしようとする者（以下「見積者」という。）は、当該随意契約について、契約担当者等から見積依頼の通知を受けた者でなければならない。

(仕様書等の熟覧)

第3条 見積者は、見積依頼書、公示用設計書、図面、仕様書、契約書案、現場説明書及び現場等を熟覧の上、見積しなければならない。この場合において、見積依頼書、公示用設計書、図面、仕様書及び契約書案などに疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(見積書の提出等)

第4条 見積者は、見積書（別記様式）を作成し、封かんの上、あて名、件名及び見積者の氏名（法人にあつては法人名）を表記し、見積依頼書に示した日時までに、契約担当者等に持参提出しなければならない。

2. 見積者は、代理人をして見積させるときは、委任状を持参させなければならない。
3. 見積者は、契約担当者等においてやむを得ないと認めるときは、見積書を書留郵便により提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に見積書在中の旨を朱書し、中封筒に前項の所定事項及び見積日時を記載し、契約担当者宛の親展で提出しなければならない。
4. 前項の見積書は、見積依頼書で示した日の前日までに到着しないときは無効とする。
5. 見積者は、見積書を一旦提出した後は、開封の前後を問わず見積書の引換、変更又は取消しをすることができない。
6. 見積者又は見積者の代理人は、当該見積に係る他の見積人の代理をすることはできない。

(公正な見積の確保)

第5条 見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2. 見積者は、見積にあたっては、競争を制限する目的で他の見積者と見積価格又は見積意思についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければならない。
3. 見積者は、契約相手方の決定の前に、他の見積者に対して見積価格を意図的に開示してはならない。

(見積合せの取りやめ等)

第6条 見積者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、見積合せを公正に執行することができないと認められるときは、当該見積者を見積合せに参加させず、又は見積合せの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の見積)

第7条 次の各号の一に該当する見積は、無効とする。

- (1) 委任状を持参しない代理人のした見積
- (2) 記名押印を欠く見積
- (3) 金額を訂正した見積
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積
- (5) 明らかに連合によると認められる見積
- (6) 当方より示した以外の条件を付した見積
- (7) その他この心得に違反した見積

(開封)

第8条 見積書の開封は、見積依頼書に示した場所及び日時に見積者を立ち合わせて行い、監理課長（監理課長が不在の場合は監理課長補佐が代行する。）が行う。ただし、見積者が開封に立ち会わない場合は、見積者に代わって見積事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(契約の相手方の決定)

第9条 見積を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積した者を契約の相手方とする。

- 2 契約の相手方となるべき者が2人以上あるときは、直ちに、当該見積をした者にくじを引かせて契約の相手方を定める。
- 3 前項の場合において、当該見積をした者にくじを引かない者があるときは、その者に代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再見積書の提出)

第10条 見積金額が予定価格の制限に達しないときは、直ちに再度の見積合わせを行う。ただし、郵便による見積を行った場合において、直ちに再度の見積を行うことができないときは、契約担当者等が指定する日時において再度の見積合わせを行う。

(異議の申立)

第11条 見積者は、見積提出後、この心得、見積依頼書、公示用設計書、図面、仕様書、契約書案、及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成18年 7月 3日から施行する。

附 則

この心得は、平成19年 6月 1日から施行する。